



鳥取県公報

平成16年6月8日(火)
第7592号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (444) (障害福祉課) 1
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (445) (") 1
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (446) (") 2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (447) (") 2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (448) (") 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (3件) (449~451) (耕地課) 3
	保安林の指定の解除予定 (2件) (452・453) (森林保全課) 3
	総合的設計によって建築される建築物の認定 (454) (建築課) 4
公 告	調理師試験の実施 (健康対策課) 5
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) 6
調達公告	公募型プロポーザル方式による建築設計業務の基本設計者及び実施設計者の選定 (管財課) 7
	随意契約の相手方の決定 (2件) (病院局総務課) 9

告 示

鳥取県告示第444号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人遊歩	米子市彦名町2850-1	夜見われもこうの家	米子市夜見町330-4	短期入所	平成16年6月1日

鳥取県告示第445号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり

告示する。

平成16年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	変更年月日
独立行政法人国立病院機構西鳥取病院	鳥取市三津876	独立行政法人国立病院機構西鳥取病院	鳥取市三津876	短期入所	平成16年4月1日

鳥取県告示第446号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	変更年月日
独立行政法人国立病院機構西鳥取病院	鳥取市三津876	独立行政法人国立病院機構西鳥取病院	鳥取市三津876	短期入所	平成16年4月1日

鳥取県告示第447号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人遊歩	米子市彦名町2850 - 1	夜見われもこうの家	米子市夜見町330 - 4	短期入所	平成16年6月1日

鳥取県告示第448号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	変更年月日
独立行政法人国立病院機構西鳥取病院	鳥取市三津876	独立行政法人国立病院機構西鳥取病院	鳥取市三津876	短期入所	平成16年4月1日

鳥取県告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大井手土地改良区の定款の変更を平成16年6月1日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第450号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、湖東大浜土地改良区の定款の変更を平成16年6月3日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第451号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、北条町土地改良区の定款の変更を平成16年6月1日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第452号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡国府町大字上荒舟字小虫谷奥644の68
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第453号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字田代字真山743の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第454号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定に基づき、総合的見地からした設計によって建築される建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定したので、同条第8項の規定により次のとおり告示する。

平成16年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請者
気高郡鹿野町大字鹿野2408 - 1
岩竹浩二
- 2 一団の土地の区域
 - (1) 位置 気高郡気高町新町二丁目18 - 1、20
 - (2) 面積 810.00平方メートル
- 3 建築物の数
 - (1) 認定に係る建築物の数 1棟
 - (2) 同一敷地内の他の建築物の数 1棟
- 4 認定に係る主たる建築物の用途、構造及び規模
 - (1) 用途 共同住宅
 - (2) 構造 木造
 - (3) 規模 2階建

建築面積 198.74平方メートル

延べ面積 397.48平方メートル

5 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部建築課

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による調理師試験を次のとおり実施する。

平成16年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（調理師法附則第3項に規定する者を含む。）で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

2 試験の日時

平成16年9月9日（木）午前8時50分から正午まで

3 試験の場所

次の各試験会場のうち、受験者の希望する試験場

鳥取会場	鳥取県庁講堂（鳥取市東町一丁目220）
倉吉会場	鳥取県中部総合事務所講堂（倉吉市東巖城町2）
米子会場	鳥取県西部総合事務所講堂（米子市鞆町一丁目160）

4 試験科目及び実施方法

次の科目からそれぞれ四肢択一式により出題する。

- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学 (4) 食品学
(5) 食品衛生学 (6) 調理理論 (7) 食文化概論

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 最寄りの保健所又は保健所支所

イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所

(2) 提出書類

ア 受験願書（所定の様式によること。）

イ 中学校以上の学校の卒業証明書又は卒業証書の写し（卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍抄本を添付すること。）

ウ 中学校以上の学校を卒業した者以外にあっては、調理師法施行規則附則第3項第7号の規定により、厚生労働大臣が旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者と同等の学力を有することを証した認定書

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する

書類（所定の様式によること。）

オ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(3) 受験に関する書類の提出期間

平成16年7月9日（金）から同月16日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送の場合は、平成16年7月16日（金）までの消印のあるものを有効とする。

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 6,100円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

(1) 合格者の発表は、原則として試験後21日以内に各保健所及び各保健所支所において合格者の受験番号を掲示して行う。

なお、合格者には、受験願書を提出した保健所又は保健所支所で合格証書を交付する。

(2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(3) 受験の詳細については、鳥取県福祉保健部健康対策課（鳥取市東町一丁目220）又は最寄りの保健所若しくは保健所支所に問い合わせること。

問合せ先の電話番号は次のとおり

- ・健康対策課（0857 - 26 - 7202）
- ・倉吉保健所（0858 - 23 - 3149）
- ・日野保健所（0859 - 72 - 2039）
- ・鳥取保健所（0857 - 22 - 5162）
- ・米子保健所（0859 - 31 - 9320）
- ・鳥取保健所郡家支所（0858 - 72 - 0132）

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採石認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成16年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所所在地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
株式会社智頭砕石 代表取締役 大河原剛	八頭郡智頭町大字 芦津555 - 1	八頭郡智頭町大字 芦津字柳ヶ谷555 - 1外8筆（96,710 平方メートル）	安山岩（102,110 立方メートル）	平成16年5月 13日から平成 17年5月12日 まで	平成16年5月 13日
丸福石油株式会社 代表取締役 福吉正博	西伯郡淀江町大字 佐陀712 - 2	日野郡溝口町父原 字堤ヶ谷入口582 外38筆（315,667 平方メートル）	花崗岩（真砂土） （430,000立方メー トル）	平成16年5月 18日から平成 18年5月17日 まで	平成16年5月 18日
北村建材	西伯郡西伯町大字	西伯郡西伯町大字	真砂土（128,281	平成16年5月	平成16年5月

代表者 北村明彦	東町10	中字モクロウシ塔 山外12筆 (51,534 平方メートル)	立方メートル)	20日から平成 19年5月19日 まで	20日
株式会社大和砕石 代表取締役 大河原剛	鳥取市宮長128 - 8	鳥取市長谷字神谷 休ミ奥825外6筆 (103,098平方メー トル)	安山岩 (429,141 立方メートル)	平成16年5月 28日から平成 19年5月27日 まで	平成16年5月 28日

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により建築設計業務の基本設計者及び実施設計者を選定するので、次のとおり公告する。

平成16年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 米子警察署大山寺交番建替工事基本・実施設計委託
- (2) 業務場所 西伯郡大山町大山43ほか
- (3) 業務内容

本件業務は、大山における遭難者の救助活動の拠点となる大山町大山付近を管轄する交番を新築するための基本設計及び実施設計の業務並びに米子警察署大山寺交番の解体等を行うための実施設計の業務を行うものである。

ア 新築交番 鉄筋コンクリート造2階建 1棟 延べ面積 287.80平方メートル

イ 既存交番 鉄筋コンクリート造地上2階地下1階建 1棟 (大山町大山官有無番地、現米子警察署大山寺交番) 解体及び敷地の原形復旧 延べ面積 100.54平方メートル

- (4) 履行期間 契約日から150日間程度
- (6) 委 託 料 548万円以内 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる要件をすべてを満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 平成14年鳥取県告示第648号 (測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について) 又は平成15年鳥取県告示第700号 (測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (3) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (5) 平成16年6月8日 (火) から同月18日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成11年度以降に建築設計の業務を完了し、かつ、成果品を納入した実施設計の業務 (鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積250平方メートル以上の建物に係るもの)に限る。以下

「同種業務」という。)の実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

- (7) 本件業務の基本設計及び実施設計の業務の実施期間中、建築士法の規定による一級建築士として5年以上建築設計の業務に携わった経験を有し、かつ、同種業務の実績を有している者を管理技術者(以下「配置予定技術者」という。)として配置できること。

3 参加表明書の審査

企画提案書を提出することができる者(以下「企画提案予定者」という。)は、鳥取県総務部指名審査委員会運営要綱により設置された指名審査委員会(以下「指名審査委員会」という。)で、参加表明書を提出した者の中から、下記の事項を審査して選定する。

- (1) 同種業務の実績
- (2) 配置予定技術者の資格、経歴、同種業務の実績

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、大山町大山の地域の代表者及び鳥取県警察本部の職員で構成する米子警察署大山寺交番建替工事基本・実施設計委託企画提案書評価委員会(以下「評価委員会」という。)で、下記の事項について行う。

- (1) 交番としての機能性に関する考え方
- (2) 交番の外観及び外構のデザインに関する考え方
- (3) 施設の利用者への配慮に関する考え方
- (4) 周辺の環境及び街なみへの配慮に関する考え方
- (5) 地産地消への配慮に関する考え方

5 企画提案書の選定

企画提案書は、指名審査委員会で次の事項を総合的に勘案して、優れたものから順位をつけて選定する。

- (1) 評価委員会による企画提案書の評価
- (2) 同種業務の実績
- (3) 配置予定技術者の資格、経歴、同種業務の実績
- (4) 本件業務の実施体制

6 手続等

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問合せ先)

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課営繕室(鳥取県庁本庁舎2階)

電話 0857-26-7394

- (2) 米子警察署大山寺交番建替工事基本・実施設計委託プロポーザル参加表明書及び企画提案書作成要領(以下「企画提案書等作成要領」という。)の交付

企画提案書等作成要領は、平成16年6月8日(火)から同月18日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm>)から入手するものとする。

ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間

平成16年6月8日(火)から同月18日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書等作成要領に基づき、参加表明書を作成

し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

企画提案予定者として選定された者は、企画提案書等作成要領に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

企画提案予定者に選定された者に、別途通知する。

(5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、企画提案書等作成要領に基づき、質問書を作成し、持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付により提出すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

7 契約の締結

5による最も優れた企画提案書として選定されたものを提出した者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、指名審査委員会による審査の結果、その提出した企画提案書が優れていると認められた順に、その提出者と順次契約の交渉を行う。

8 その他

詳細は、企画提案書等作成要領による。

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年6月8日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

- 1 調達件名及び数量 総合医療情報システムの管理運営等業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成16年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 37,429,875円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項

第2号に該当

- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局経営課
及び所在地 鳥取市江津730

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年6月8日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

- 1 調達件名及び数量 医事計算システムの管理業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成16年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び
所在地 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 80,004,435円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局医事課
及び所在地 鳥取市江津730